5. 認定こども園

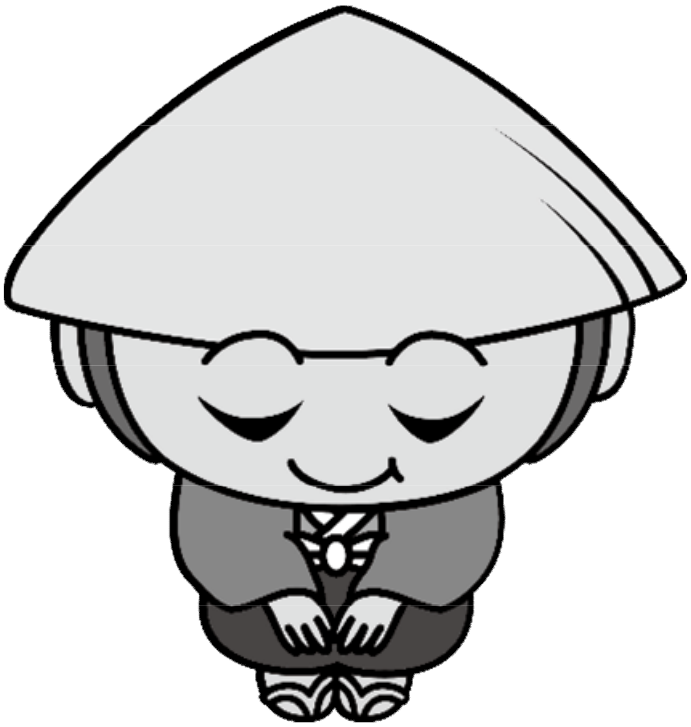

草津市公認マスコットキャラクター「たび丸」

（1） 認定こども園

①　認定こども園とは

認定こども園は、幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設です。さらに、園に通っていない子どもやその保護者も、子育て相談などの子育て支援が利用できます。草津市では、平成２８年度から公立のモデル園を開園し、段階的に推進しています。また、併せて私立認定こども園も平成２８年度から開園しています。

申込みや利用者負担額（保育料）等の基本的な部分は、保育所機能をご利用の場合（保育認定）は認可保育所と同じです。幼稚園機能をご利用の場合（教育認定）はＰ４６～４８のとおりです。

なお、認定こども園（教育認定）は施設に直接申込みになります。

認定こども園の特徴～幼稚園と保育所、両方の機能を併せもち、地域の子育て支援も行います～

◆子どもたちが同じ時間を過ごします
３歳児以上（※1）の全ての子どもが、保育の必要性（就労等）の有無に関わらず、共通時間（おおむね２時頃まで）を過ごし、成長や発育に必要な同じ経験をします。

保育を必要とする子ども《保育認定》

保育を必要としない子ども《教育認定》

◆地域の子育てを支援します
子育て相談や未就園児活動など（※3）

通園していない子ども（未就園児）

◆必要な保育を提供します
就労等により、家庭で保育のできない時間については、保育を提供します。（※2）

※1　0～2 歳児は保育を必要とする子どものみの受入れです。（幼保連携型のみ）
※2　私立認定こども園の保育内容等については施設にお問い合わせください。
※3　子育て支援のメニューは施設により異なります。

②　認定こども園のタイプ

市内には、幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園と保育所型認定こども園の３つのタイプの認定こども園があります。

【幼保連携型認定こども園】

幼稚園と保育所の機能を一体的に併せ持った施設です。

【幼稚園型認定こども園】

幼稚園をベースにして保育所の機能も備えた施設です。

【保育所型認定こども園】

保育所をベースにして幼稚園の機能も備えた施設です。

園生活の例

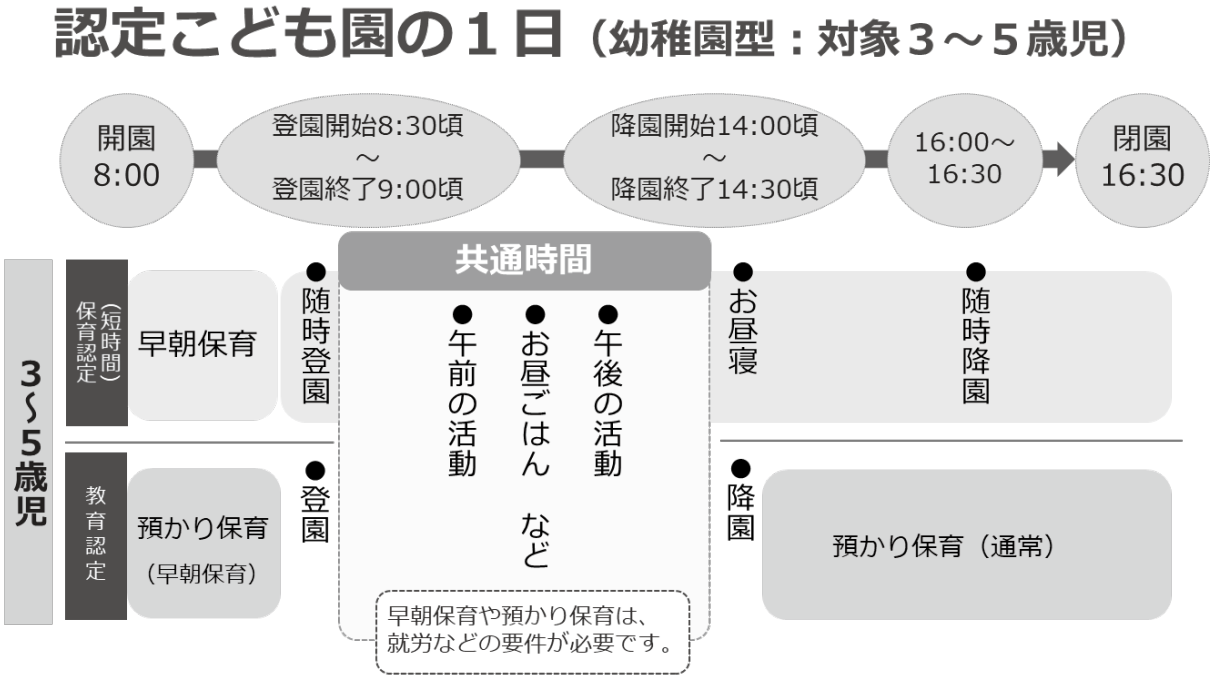

休園日	保育認定	日・祝日、年末年始（12/29～1/3）
	教育認定	土・日・祝日、夏季休業日（7/21～8/25）、冬季休業日(12/24～1/6) 学年末休業日（3/25～3/31）、学年初め休業日（4/1～4/8）

※お昼寝は３歳児のみです。

③　入所申込み等

(1)　教育認定

・公立認定こども園

入所申込

申込対象となるのは、草津市に住民登録がある、３～５歳児の子どもです。申込みの際は、入園を希望される施設に直接申込みください。ただし、入園希望者が募集人員を超える場合は、抽選により入園決定をします。抽選漏れとなってしまった方は、定数に空きのある施設に入園していただくことも可能です。

なお、年度途中の入園の場合でも、定数に空きがある場合は入園していただくことができます。

また、申込みにあたっては、マイナンバーの記入が必要となります。提出の際は、本人確認を行っていますので、顔写真付きの公的資料（運転免許証等）１点か写真なしの公的資料２点を併せて持参ください。（P１７参照）

通園区域

通園区域の指定はありません。どの施設にでも入園の申込みをしていただけますが、申込むことのできる施設は１園のみです。

教育時間

８時３０分から１４時３０分（１４時降園開始）までです。

休業日

学年始休業日　　４月　１日～４月　８日
夏季休業日　　７月２１日～８月２５日
冬季休業日　　１２月２４日～１月　６日
学年末休業日　　３月２５日～３月３１日

年度当初の募集の流れ（公立）

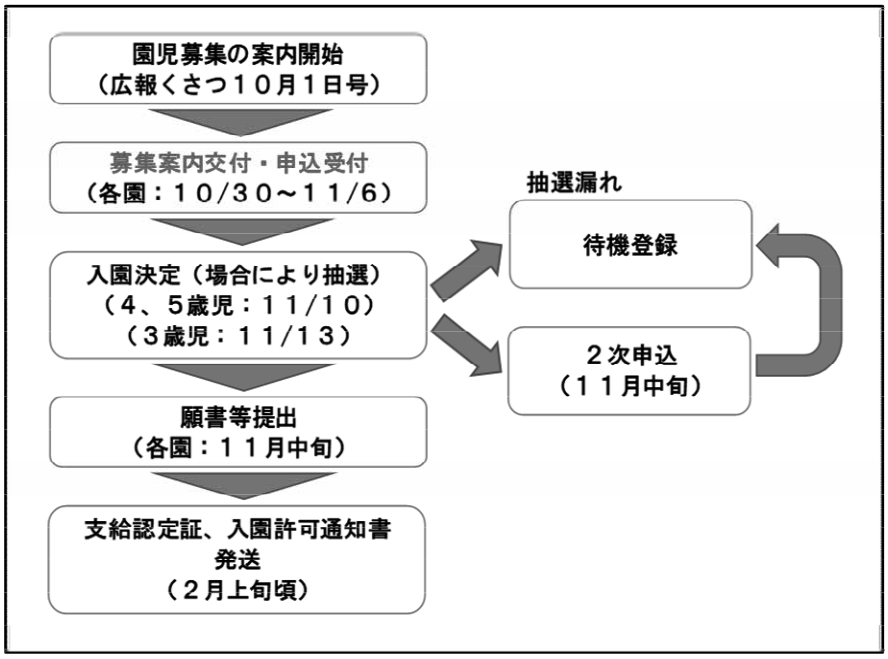

・私立認定こども園

入所申込等

各施設に直接お申込みください。また、その他通園区域や教育時間等の詳細については、各施設にお問い合わせください。

⑵　保育認定

公立・私立ともに認可保育施設（Ｐ１４）と同様

④　利用者負担額

⑴　教育認定　無償
⑵　保育認定　認可保育施設と同様
※給食費、教材費、行事費などの諸費の負担は必要です。

⑤　給食

⑴　公立認定こども園

教育認定	主食費 500 円、副食費 3,050 円
保育認定	主食費 730 円、副食費 4,500 円

⑵　私立認定こども園

施設が定める額を、施設が徴収します。

⑥　副食費の免除について

保育園や認定こども園の給食費（食材料費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育園等を利用する保護者も、自らの自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となります。**（給食費は各施設が料金を設定・徴収します。）**

・徴収免除について

幼児教育・保育の無償化に伴って、これまで保育料に含まれていた「副食費」について、下の表で『免除』となっている部分に該当するお子さんは、徴収が免除されます。

⑴　**保育認定**　認可保育施設と同様（Ｐ２９参照）

⑵　**教育認定**

認定こども園（教育利用）　＜１号認定のお子さん＞				
階層区分	第１子	第２子	第３子以降	多子カウント
市民税所得割額 77,101円未満	免除	免除	免除	生計を一にする最年長の子どもから順にカウント
市民税所得割額 97,000円未満	●	●	免除	【第１子・第２子】 小学校３年生以下の範囲において最年長の子どもから順にカウント 【第３子以降】 生計を一にする最年長の子どもから順にカウント
市民税所得割額 97,000円以上	●	●	免除	小学校３年生以下の範囲において、最年長の子どもから順にカウント

※　●部分に該当する世帯のお子さんについては、利用者が副食費を負担します。

※　副食費免除対象者の保護者の方には、草津市から免除通知を送付します。

⑦　延長保育について

⑴　**公立認定こども園**

幼保連携型認定こども園	公立保育所と同様（P31参照）
幼稚園型認定こども園	延長保育の実施なし

⑵　**私立認定こども園**

各施設により異なりますので、施設ガイドブック参照の上、利用されている施設に直接お問い合わせください。

（2） 預かり保育

教育認定の在園児を対象に、通常の教育課程終了後および教育実施日以外の日（土曜日・長期休業等）に一時的にお子様をお預かりするものです。

私立認定こども園・幼稚園での預かり保育については、各施設に直接お問い合わせください。

公立では下記の１０施設で預かり保育を実施しています。預かり保育の利用要件、申込み方法等は『預かり保育のしおり』をご覧ください。

公立認定こども園預かり保育実施施設（予定）

施設名	所在地	連絡先	定員
笠縫東こども園	平井三丁目８－２	５６４－６５９５	２０名（※１）
志津こども園	青地町８４５	５６２－０１４７	
山田こども園	南山田町６７２－２	５６２－１３４０	
玉川こども園	野路九丁目６－６３	５６４－００４３	
常盤こども園	志那中町２７８	５６８－１０５３	
老上こども園	矢橋町４	５６２－６３２０	
笠縫こども園	上笠一丁目６－１	５６２－６２７５	
矢倉こども園	矢倉二丁目５－２１	５６６－７２２２	
草津中央おひさまこども園	草津三丁目１３－１０	５６２－７１８０	
矢橋ふたばこども園	矢橋町８８８－１	５６３－１２６６	１５名（※１）

※１　令和５年７月時点の予定です。詳細は各施設へお問い合わせください。

預かり保育実施日時および利用料金

保護者すべてに保育の必要性がある場合、預かり保育の利用料は無償となります（おやつ代は保護者負担）。無償化の手続きは P8 をご覧ください。

利用区分	実施日	時間	料金
通常	教育実施日（月～金）	教育課程終了後（降園時刻の３０分後）から１６：３０まで	日額５００円 （うち、おやつ代１００円） ※１４：３０以降の利用の場合のみ、おやつ代１００円がかかります。
長期休業	夏季休業・冬季休業・学年末休業の期間中 ※土曜日は除く	８：３０から１６：３０まで	
土曜※	土曜日		
早朝	預かり保育実施日（土曜、長期休業含む）	８：００から８：３０まで	

【参考】　各書類の受取場所・記入者・提出先一覧（それぞれ年度毎に提出してください）

様式・書類		受取・発行	記入者	提出先	備考
入所申請時	教育・保育給付認定申請書(法第19条第1号)兼児童台帳兼入園申込書	幼児課 各施設	保護者	幼児課 各施設	公立認定こども園（教育認定）・私立認定こども園（教育認定）・新制度に移行している私立幼稚園に入園される場合、提出してください。
	教育・保育給付認定申請書(法第19条第2号・第3号)兼児童台帳	幼児課 各施設	保護者	幼児課 各施設	認可保育施設に入所（園）を希望される場合、提出してください。
	保育所等入所（園）申込書	幼児課 各施設	保護者	幼児課 各施設	
無償化に係る認定申請時	子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第1号）	幼児課 各施設	保護者	幼児課 各施設	私学助成のある私立幼稚園に入園される場合、提出してください。
	子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）	幼児課 各施設	保護者	幼児課 各施設	認可外保育施設・預かり保育・一時預かり保育・ファミリーサポートセンターを利用される方で、無償化の対象となる場合、提出してください。
保育の必要性を証明する書類 ★入所申請時 ★保育を必要とする事由を変更するとき	就労証明書	幼児課 各施設	●お勤めの場合：勤務先 ●農業･自営業の場合：保護者が記入のうえ開業届や確定申告書の写しなどの営業実態を確認できる書類を添付	幼児課 各施設	育児休業の期間、復帰予定日が明記された就労証明書にて育児休業の要件の申請にも利用できます。
	内定通知	内定先	－	幼児課 各施設	－
	母子健康手帳の写し	－	－	幼児課 各施設	以下のページのいずれかのコピーを提出してください。 ＜産前の場合＞ ・父母の氏名 ・分娩予定日欄 ＜産後の場合＞ ・父母の氏名および出生年月日
	求職活動をすることの誓約書	幼児課 各施設	－	幼児課 各施設	－
	診断書（疾病・障害）	幼児課 各施設	－	幼児課 各施設	市様式での提出が難しい場合、保育の必要性および保育の必要な期間が確認できる診断書であれば受付可能です。
	診断書（介護・看護）	幼児課 各施設	－	幼児課 各施設	
	就学証明書	就学先	－	幼児課 各施設	１ヶ月の就学日数および１日の就学時間が確認できるもの。 証明書に上記内容の記載がない場合は、時間割等の書類を添付してください。
	保育士就労に関する誓約書	幼児課 各施設	－	幼児課 各施設	市内の認可保育施設で就労（予定）の保育士等として、最優先で調整されることを希望される場合、提出ください。
	通勤時間・通学時間申告書	幼児課 各施設	－	幼児課 各施設	保育標準時間の申請にあたり、月の就労時間と通勤・通学時間の合計が120時間に満たない場合、保育施設への送迎時間を含めた通勤・通学時間を申告する書類です。
★認定内容に変更が生じるとき	教育・保育給付認定申請内容変更届	幼児課 各施設	保護者	幼児課 各施設	教育・保育給付認定を受けており、以下に該当する場合、提出してください。 **★氏名を変更する場合** **★世帯の構成員に変更がある場合**
	教育・保育給付認定変更申請書兼児童台帳	幼児課 各施設	保護者	幼児課 各施設	教育・保育給付認定を受けており、以下に該当する場合、提出してください。 **★保育を必要とする事由を変更するとき** （就労⇔産前･産後、育休→就労、就労⇔求職　等） **★保育の希望時間を変更するとき** （短時間⇔標準時間） **★認定期間を変更するとき**
	施設等利用給付申請内容変更届	幼児課 各施設	保護者	幼児課 各施設	施設等利用給付認定を受けており、以下に該当する場合、提出してください。 **★氏名を変更する場合** **★世帯の構成員に変更がある場合**
	施設等利用給付認定変更申請書	幼児課 各施設	保護者	幼児課 各施設	施設等利用給付認定を受けており、以下に該当する場合、提出してください。 **★保育を必要とする事由を変更するとき** （就労⇔産前･産後、育休→就労、就労⇔求職　等） **★認定期間を変更するとき**
入所決定後（口座振替）	草津市幼稚園・保育所等利用者負担額等口座振替依頼書（３枚綴り）	幼児課 各施設	保護者	各金融機関	口座振替取扱い金融機関：滋賀銀行、関西みらい銀行、京都銀行、レーク滋賀農業協同組合、ゆうちょ銀行 **★氏名変更等により口座名義を変更する際には、再度手続きをしてください。** **★口座情報は、一度登録すると申し出がない限り削除しません。**
入所決定後（利用者負担額の決定に必要な書類）	①市町村民税課税証明書（または非課税証明書）	1月1日時点の住所地の自治体	－	幼児課 各施設	**利用者負担額の算定のためマイナンバーを用いて情報連携を行いますが、各年度1月1日時点で草津市に住民登録がなく、住民税の申告ができていない方（配偶者控除の被扶養者も同様）は、①～③のいずれかを提出して下さい。** **なお、証明書は各年度1月1日時点の住所地で発行されます。** ４～８月分の利用者負担額決定：前年度の証明書 ９～３月分の利用者負担額決定：今年度の証明書
	②市民税・県民税特別徴収額の決定・変更通知書（会社員・公務員など勤務先で市民税全額を給与から差し引かれている方）	勤務先	－	幼児課 各施設	
	③市民税・県民税納税通知書（個人で納税されている方）	1月1日時点の住所地の自治体	－	幼児課 各施設	
	在園証明書	各施設	－	幼児課 各施設	兄･姉が私立幼稚園等を利用している場合、提出してください。
その他	退所（園）届・保育の実施解除届	幼児課 各施設	保護者	幼児課 各施設	利用施設の退所（園）を希望される場合、提出してください。
	転所（園）申請書	幼児課 各施設	保護者	幼児課 各施設	利用施設からの転所（園）を希望される場合、提出してください。
	入所申込内容変更届	幼児課 各施設	保護者	幼児課 各施設	入所申込後、申込内容の変更があった場合、提出してください。

※各様式は、市ホームページから入手していただけます。